

「名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会」及び 同協議会が策定する 「準特定地域計画」について

資料1

《名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会 会長 加藤博和、同 副会長 鈴木弘司》

タクシー準特定地域協議会の意味

- 2009年施行の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」)第一条では、タクシーは「地域公共交通として重要な役割を担っており、地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要」とされた。
- その実現のために、タクシー業界だけではなく、自治体・利用者など地域の関係者が参画し議論する場としてタクシー協議会が設けられた。
- タクシー協議会では、タクシーサービスのあり方を中心に、地域が必要とする交通について協議する。タクシー業界と連携してより良いタクシーサービスの実現・提供に向けた協議を行うためにも、地域の関係者が協議会に参加して議論することが大切である。

準特定地域計画の位置づけ

- 協議会が策定する「準特定地域計画」は、地域のタクシーサービスに関する課題や問題点を洗い出した上で、それらを改善するために協議会構成員が意識共有し実行すべきことをまとめた計画である。
- 自治体が策定する交通に関する計画など他の施策との整合を図り、タクシー事業者の取組と地域の関係者の取組を連携、一体化させることによって、タクシーサービスをより良いものにしていくことを目指す。
- タクシーサービスの特性への理解を前提として、バス等と一体となって、タクシーサービスの特性を活かしネットワークとして機能するとともに、地域事情に応じたタクシーサービスを追求することで、地域において必要な移動の確保を図る。

自治体の皆様方にご検討いただきたいこと

- 2007年施行の地域公共交通活性化再生法では、タクシーを地域公共交通と位置づけ、市町村が主体的に確保すべきと規定。
- タクシー事業者の経営だけでは地域からタクシーが姿を消すことも現実の問題となりつつある。
- 公共交通空白地域においては自家用有償運送の手法もあるが、担い手(運転者)確保と安全性確保を両立するのは容易でない。
- 人口減少社会を見据えたタクシー輸送への転換「ラスト・リゾート」。
 - ⇒バス主体の交通計画から「交通網形成計画」への転換。
- タクシーを含めた議論とするための協議体組織の委員構成のあり方(タクシー業界団体及び地元タクシー事業者の参加)。
- 地域の関係者による移動システムの創意工夫(高額なタクシー運賃及び輸送形態(貸切)への対応)。
 - ⇒タクシーの活用策検討、相乗り施策の研究及び実現、国家戦略特区における規制緩和 他
- 人と環境に優しい移動サービスによる福祉政策との連携、将来的な人口減少への対応、地方創生。
 - ⇒子育て、高齢者、移動制約者への対応等、付加価値の高い輸送サービスの提供、生活向上に役立つ移動手段。